

京都市上下水道局告示第35号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年12月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 有限会社山正建設

(1) 届出業者名等

京都府船井郡京丹波町下栗野東タンボ56番地の1

有限会社山正建設

代表取締役 山口 正幸

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都府船井郡和知町字下栗野小字東タンボ56番地の1から京都府船井郡京丹波町下栗野東タンボ56番地の1に変更

(3) 指定期間

平成17年12月14日から平成21年3月31日まで

2 日本管工業株式会社

(1) 届出業者名等

京都市中京区押小路通烏丸西入金吹町461番地の2

日本管工業株式会社

代表取締役 奥村 昇三

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市南区西九条豊田町20番地から京都市中京区押小路

通鳥丸西入金吹町461番地の2に変更

(3) 指定期間

平成17年12月14日から平成22年3月31日まで

3 松尾工業

(1) 届出業者名等

京都市山科区西野山射庭ノ上町43番地の3

松尾工業

松尾 浩司

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市山科区勸修寺堂田73番地の20から京都市山科区西野山射庭ノ上43番地の3に変更

(3) 指定期間

平成17年12月14日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)